

参加者の有無を確認する公募の手続きに係る公示

令和8年2月4日

独立行政法人水資源機構分任契約職
桂川・猪名川ダム総合管理所長 岩本 浩

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、日吉ダム堤体内に設置されているエレベータ設備及び階段昇降機の機能を正常に維持し円滑な運用を図るため点検を行うものである。

当該設備は、ダムの操作、点検、整備、計測等の施設管理やダム施設見学等の一般利用者の昇降を目的とした重要な人荷用設備である。このため、年間を通じて常に稼動できる状態を維持し運用しなければならないが、設備の故障や誤作動等の異常が発生した場合には、ダムの施設管理に支障を来たすとともに、人命に関わる重大な事故に発展する恐れがある。万一、かご内閉じ込めが発生した場合、早急な救出、復旧が必要であり、常に迅速な対応が出来る体制の確保が要求される。

当該設備は納入者が独自に保有している技術を基に、設計、製作、据付したもので、本業務の履行にあたっては、納入者又は納入者と同等とみなせるもの（以下「特定者」という。）のみが保有する技術が必要である。

よって、本業務は、特定者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定者以外の者で下記の応募要件を満たし、本業務の履行を希望する者を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、公募の結果、「参加者の有無を確認する公募手続きに係る公示（以下「本公示」という。）」3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定者との契約手続に移行する。

また、本公示3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定者と当該応募者による契約手続きに移行する。

2. 業務概要

(1) 業務名 令和8-10年度 日吉ダム堤体エレベータ設備外点検業務

(2) 履行場所 京都府南丹市日吉町中地内 日吉ダム

(3) 業務目的 本業務は、日吉ダムに設置されているエレベータ設備において、設備の機能及び性能を確保し信頼性を維持すると共に異常時に即対応するため

点検・整備等を実施するものである。

また、設備の遠隔状態監視制御を常時行い、点検の結果について専門的な技術的所見を踏まえ、必要に応じ将来の中長期整備計画の基礎資料とするための診断を行い、部品交換の必要性についての提案書を作成するものであり、各エレベータ設備の遠隔監視制御と点検、整備、給油、清掃、軽微な分解・組立、調整及び試運転までの一切を業務内容とする。

(4) 対象設備主要仕様

名 称	管理用エレベータ (No. 1)
数 量	1 基
用 途	人荷用
積載荷重	7 5 0 k g
かご内寸法	間口 : 1. 400m 奥行 : 1. 350m
定 員	1 1 名
行 程	6 1. 5 5 m
定格速度	9 0 m / min
駆動方式	ワイヤロープ式
運転方式	乗合全自動方式
停止箇所	4 箇所 (B 1 • 1 F • M 2 F • 3 F)
電動機	9. 5 k W

名 称	見学者用エレベータ (No. 2)
数 量	1 基
用 途	人荷用
積載荷重	1, 6 0 0 k g
かご内寸法	間口 : 1. 980m 奥行 : 1. 750m
定 員	2 4 名
行 程	3 7. 6 0 m
定格速度	6 0 m / min
駆動方式	ワイヤロープ式
運転方式	乗合全自動方式
停止箇所	3 箇所 (1 F • 2 F • 3 F)
電動機	1 8. 5 k W

名 称	階段昇降機
数 量	1 基
用 途	車椅子用
定 員	1 台
行 程	5. 53 m
停止箇所	2 箇所

(5) 業務内容 次の設備の定期点検、定期自主検査、遠隔監視診断とし、障害発生時の対応を含むものとする。

設 備 名	数量	点検内容及び回数	
管理用エレベータ (No. 1)	1基	定期点検	3回/年 (計9回) 定期自主検査 1回/年 (計3回) 遠隔監視診断 常時監視 (計3年間)
見学者用エレベータ (No. 2)	1基	定期点検	3回/年 (計9回) 定期自主検査 1回/年 (計3回) 遠隔監視診断 常時監視 (計3年間)
階段昇降機	1基	定期点検	12回/年 (計36回)

(6) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3. 応募要件

参加意思確認書及び資料（以下「参加意思確認書等」という）を提出できる者は、次に掲げる要件を満たしている者であること。

(1) 以下の各号に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した物品等の調達に係る契約において、本公示の日から過去2年以内において次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
 - (A) 契約の履行に当たり、故意に製造若しくは業務を粗雑にし、又は物品等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした事実
 - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
 - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
 - (D) 監督又は検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
 - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実

- (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
- (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した事実
- ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号、以下同じ）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑤ 参加意思確認書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- (2) 機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち物品製造等の業種区分の「役務の提供（建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理）」の認定を受けており、かつ、営業品目の「管理用機械設備（昇降設備）」に登録していること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
- (4) 本公示時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、参加意思確認書等を提出することができるが、競争に参加するには、開札の時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、参加資格の確認を受けていなければならない。
- (5) 「参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示の説明書（以下「公示説明書」という。）に記載する条件を満たす同種業務の履行実績を有すること。
- (6) 参加意思確認書等の提出期限の日から開札時までの期間に、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）」に基づき、淀川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に①から③に示すいずれかの関係にも該当しないこと。
- なお、①から③に示すいずれかの関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡をとることは競争契約入札心得第6条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く）

(A) 親会社と子会社の関係

(B) 親会社を同じくする子会社同士の関係

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（(A)の関係がある場合に、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く）

(A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係

(B) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 手続等

(1) 契約担当窓口

〒629-0335 京都府南丹市日吉町中神子ヶ谷68

独立行政法人水資源機構 桂川・猪名川ダム総合管理所 契約担当 田村

電話 0771-72-0171 FAX 0771-72-0460

本件に係る問い合わせは、9時～17時（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時～13時までを除く）まで。

(2) 公示説明書等の交付期間、交付場所

① 交付期間：令和8年2月5日（木）から令和8年2月24日（火）まで。

② 交付場所：別途指定するホームページからのダウンロードによる。ホームページのアドレス等については、4.（1）まで問い合わせされたい。

(3) 参加意思確認書等の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間：令和8年2月5日（木）から令和8年2月24日（火）まで。

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

② 提出場所：4.（1）と同じ

③ 提出方法：郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1) に同じ。
- (3) 詳細は公示説明書による。

「令和 8-10 年度　日吉ダム堤体エレベータ設備外点検業務」の
参加者の有無を確認する公募手続きに係る
参加意思確認書の提出を求める公示の説明書

令和 8 年 2 月 4 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
桂川・猪名川ダム総合管理所長 岩本 浩

1. 当該招請の主旨

本業務は、日吉ダム堤体内に設置されているエレベータ設備及び階段昇降機の機能を正常に維持し円滑な運用を図るために点検を行うものである。

当該設備は、ダムの操作、点検、整備、計測等の施設管理やダム施設見学等の一般利用者の昇降を目的とした重要な人荷用設備である。このため、年間を通じて常に稼動できる状態を維持し運用しなければならないが、設備の故障や誤作動等の異常が発生した場合には、ダムの施設管理に支障を来たすとともに、人命に関わる重大な事故に発展する恐れがある。万一、かご内閉じ込めが発生した場合、早急な救出、復旧が必要であり、常に迅速な対応が出来る体制の確保が要求される。

当該設備は納入者が独自に保有している技術を基に、設計、製作、据付したもので、本業務の履行にあたっては、納入者又は納入者と同等とみなせるもの（以下「特定者」という。）のみが保有する技術が必要である。

よって、本業務は、特定者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定者以外の者で下記の応募要件を満たし、本業務の履行を希望する者を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、公募の結果、「令和 8-10 年度　日吉ダム堤体エレベータ設備外点検業務」の参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示の説明書（以下「本説明書」という。）3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定者との契約手続きに移行する。

また、本説明書 3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定者と当該応募者による契約手続きに移行する。

2. 業務概要

(1) 業務名　　令和 8-10 年度　日吉ダム堤体エレベータ設備外点検業務

(2) 履行場所 京都府南丹市日吉町中地内 日吉ダム

(3) 業務目的 本業務は、日吉ダムに設置されているエレベータ設備において、設備の機能及び性能を確保し信頼性を維持すると共に異常時に即対応するため点検・整備等を実施するものである。

また、設備の遠隔状態監視制御を常時行い、点検の結果について専門的な技術的所見を踏まえ、必要に応じ将来の中長期整備計画の基礎資料とするための診断を行い、部品交換の必要性についての提案書を作成するものであり、各エレベータ設備の遠隔監視制御と点検、整備、給油、清掃、軽微な分解・組立、調整及び試運転までの一切を業務内容とする。

(4) 対象設備主要仕様

名 称	管理用エレベータ (No. 1)
数 量	1 基
用 途	人荷用
積載荷重	7 5 0 k g
かご内寸法	間口 : 1. 400m 奥行 : 1. 350m
定 員	1 1 名
行 程	6 1. 5 5 m
定格速度	9 0 m / min
駆動方式	ワイヤロープ式
運転方式	乗合全自動方式
停止箇所	4 箇所 (B 1 • 1 F • M 2 F • 3 F)
電動機	9. 5 k W

名 称	見学者用エレベータ (No. 2)
数 量	1 基
用 途	人荷用
積載荷重	1, 6 0 0 k g
かご内寸法	間口 : 1. 980m 奥行 : 1. 750m
定 員	2 4 名
行 程	3 7. 6 0 m
定格速度	6 0 m / min
駆動方式	ワイヤロープ式

運転方式	乗合全自動方式
停止箇所	3箇所（1F・2F・3F）
電動機	18.5 kW

名 称	階段昇降機
数 量	1基
用 途	車椅子用
定 員	1台
行 程	5.53m
停止箇所	2箇所

(5) 業務内容 次の設備の定期点検、定期自主検査、遠隔監視診断とし、障害発生時の対応を含むものとする。

設 備 名	数量	点検内容及び回数	
管理用エレベータ (No. 1)	1基	定期点検	3回/年（計9回）
		定期自主検査	1回/年（計3回）
		遠隔監視診断	常時監視（計3年間）
見学者用エレベータ (No. 2)	1基	定期点検	3回/年（計9回）
		定期自主検査	1回/年（計3回）
		遠隔監視診断	常時監視（計3年間）
階段昇降機	1基	定期点検	12回/年（計36回）

(6) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3. 応募要件

参加意思確認書及び資料（以下「参加意思確認書等」という）を提出できる者は、次に掲げる要件を満たしている者であること。

(1) 以下の各号に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した物品等の調達に係る契約において、本公示の日から過去2年以内において次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
 - (A) 契約の履行に当たり、故意に製造若しくは業務を粗雑にし、又は物品等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした事実
 - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益

を得るために連合した事実

- (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
 - (D) 監督又は検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
 - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
 - (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
 - (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
- ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号、以下同じ）に基づく再生手続き開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ⑤ 参加意思確認書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
 - ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- (2) 機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち物品製造等の業種区分の「役務の提供（建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理）」の認定を受けており、かつ、営業品目の「管理用機械設備（昇降設備）」に登録していること。
 - (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
 - (4) 本公示時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、参加意思確認書等を提出することができるが、競争に参加するには、開札の時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、参加資格の確認を受けていなければならない。
 - (5) 本業務における参加意思確認書等の提出期限の日までに以下に示す業務（以下「同種業務」という。）を元請けとして受注し、完了した実績を有していること。
 - ・エレベータの定期点検及び法定点検に係る業務

※「定期点検」とは、建築基準法又はクレーン等安全規則に準じ、設備が順調に作動するように行った自主点検をいう。

※「法定点検」とは、建築基準法又はクレーン等安全規則に準じ実施する定期検

査並びに点検をいう。

- (6) 参加意思確認書等の提出期限の日から開札時までの期間に、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）」に基づき、淀川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に①から③に示すいずれかの関係にも該当しないこと。

なお、①から③に示すいずれかの関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡をとることは競争契約入札心得第6条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く）

(A) 親会社と子会社の関係

(B) 親会社を同じくする子会社同士の関係

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（(A)の関係がある場合に、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く）

(A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係

(B) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 契約担当窓口

〒629-0335 京都府南丹市日吉町中神子ヶ谷68

独立行政法人水資源機構 桂川・猪名川ダム総合管理所 契約担当 田村

電話 0771-72-0171 FAX 0771-72-0460

本件に係る問い合わせは、9時～17時（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時～13時までを除く）まで。

5. 参加意思確認書等の提出方法等

- (1) 提出方法：郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。
- (2) 提出期間：令和8年2月5日（木）から令和8年2月24日（火）17時まで

- (3) 提出先：4. 契約担当窓口に同じ
- (4) 参加意思確認書等と併せて、返信用封筒（長3号封筒を使用し、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金（460円）分の切手を貼付のこと）を提出すること。
- (5) 参加意思確認書等は本説明書において示す様式により作成すること。
- (6) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された参加意思確認書等は、応募要件の確認以外に提出者に無断で使用してはならない。
- (8) 受け付けた参加意思確認書等は、返却しない。
- (9) 提出期限以降における参加意思確認書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、機構から求められる不足書面の補充及び軽微な記載の加筆修正は、この限りではない。
- (10) 本説明書を参加意思確認書等の作成以外の目的で使用してはならない。
- (11) 参加意思確認書等の作成又は提出に関する手続きについての問合せには応じるが、業務内容等の問合せには一切応じない。
- (12) 参加意思確認書等に関する問い合わせ先
参加意思確認書等の作成については、4. 契約担当窓口に同じ。

6. 参加意思確認書等の作成

- (1) 参加意思確認書は、別記様式1により作成すること。
- (2) 参加意思確認書等は、次に従い作成すること。
 - ① 同種業務の履行実績
 - (A) 記載様式は、別記様式2とする。
 - (B) 3.(5)の条件を満たす同種業務の履行実績を1件記載する。
 - (C) 契約書（業務名称、履行期間、発注機関名、社印を有する部分）の写しを添付すること。
 - (D) 当該業務発注者が作成した履行証明書又は検査に合格したことを証明する書類及び同種業務と確認するための資料（仕様書・図面等）の写しを添付すること。

7. 参加資格等の確認

- (1) 本入札の参加希望者は、「3. 応募要件」に掲げる参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、参加意思確認書等を提出し、分任契約職から参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 3.(2)の認定を受けていない者についても、参加意思確認書等を提出することができる。この場合において、3.(1)及び(3)から(8)までに掲げる事項を満たして

いるときは、開札時において3.(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として参加資格があることを確認するものとする。

なお、提出期限までに参加意思確認書等を提出しない者及び分任契約職が参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

(3) 参加資格の確認は、参加意思確認書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は令和8年3月3日(火)までに通知する。

8. 非選定理由に関する事項

(1) 参加意思確認書等を提出した者のうち、応募要件を満たしていない者に対しては、応募要件を満たしていない旨と、その理由(非選定理由)を書面(審査結果通知書)をもって、分任契約職から通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に書面(様式は自由)により、分任契約職に対して非選定理由について説明を求めることができる。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

(4) 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

① 受付場所：4. 契約担当窓口に同じ

② 受付日時：9時から17時まで(土曜日、日曜日及び祝日並びに12時～13時までを除く。)

9. 特記仕様書等に対する質問

(1) 特記仕様書等に関する質問については、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

① 提出期間：令和8年2月5日(木)から令和8年2月24日(火)17時まで

② 提出先：4. 契約担当窓口に同じ

③ 提出方法：郵送(信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法)により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

上記の質問には次のとおり回答する。

④ 回答期間：令和8年3月2日(月)から令和8年3月10日(火)まで

⑤ 閲覧方法：別途指定するホームページからのダウンロードによる。

10. その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は4. 契約担当窓口に同じ。

- (3) 参加意思確認書等を審査した結果、3. 応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定者と当該応募者による契約手続きに移行する。
- (4) 参加意思確認書等が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書等は無効とする。
- (5) 参加意思確認書等に虚偽の記載をした場合には、参加意思確認書等を無効とともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止措置要領に基づき、指名停止の措置を行うことがある。

令和 8-10 年度 日吉ダム堤体エレベータ設備外点検業務に係る 参加意思確認書等作成要領

- (1) 参加意思確認書等の作成様式は、次のとおりとする。
- ① 参加意思確認書（表紙） ······ 様式 1
- ② 同種業務の履行実績 ······ 様式 2
- (2) 参加意思確認書等の用紙サイズは、A 4 判とする。
- (3) 参加意思確認書等の内容は、簡素に記載するものとする。
- (4) 参加意思確認書等は、独立行政法人水資源機構分任契約職 桂川・猪名川ダム総合管理所長 岩本 浩あて 1 部（袋綴）提出するものとする。また、これと別に複写（カラー）したものを 1 部（クリップ留め等）提出するものとする。
- (5) 参加意思確認書等は、表紙を 1 頁とした通し番号（全頁数を表示）を付し、必要な書類を全て袋綴じして提出すること
(頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇)
- (6) 参加意思確認書等の編纂方法は、次のとおりとする。
- (7) 参加意思確認書及び資料の作成が終わりましたら、次の書面等を再度確認して、提出願います。
- 参加意思確認書（様式 1）
【代表者以外の者が記名押印する場合】
 代表者からの委任状（委任状は「参加意思確認書及び資料」として編纂しないものとします。）
 同種業務の履行実績（様式 2）
 当該業務発注者が作成した履行証明書又は履行が完了した事を証明する書類及び契約書等の写し（業務名称、工期、発注機関名、社印を有する部分）
 業務内容が確認できる資料の写し
 返信用封筒（長 3 号封筒を使用し、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金（460 円）分の切手を貼付のこと。）

様式 1

参 加 意 思 確 認 書

袋

業務の名称 令和 8-10 年度 日吉ダム堤体エレベータ設備外点検業務

標記業務に参加する希望がありますので、関係資料を添付し参加意思確認書を提出します。

なお、添付資料の内容については事実と相違ないこと及び同公示 3.(7) 資本的及び人的関係に該当しないことを誓約します。

令和〇年〇月〇日

印

独立行政法人水資源機構分任契約職
桂川・猪名川ダム総合管理所長 岩本 浩 殿

綴

提出者) 住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番
電話番号 〇〇-〇〇
F A X 〇〇-〇〇
商号又は名称 〇〇株式会社
代表者氏名 役職名
〇〇 〇〇 印

作成者) 担当部署
氏 名
F A X
E-mail

[1 / ○]

様式 2 同種業務の履行実績

様式 2 に関する資料

注) 表及び裏表紙に割印する。代表者が記名押印する場合は、使用印鑑届（使用する日の 3箇月前までの印鑑証明書（コピーでも可）添付必要）を、また、代表者以外の者が記名押印する場合は代表者からの委任状も併せて提出のこと。ただし、過去にご提出頂いており、記載事項に変更がない場合は提出不要です。

様式 1

参加意思確認書

業務の名称 令和 8-10 年度 日吉ダム堤体エレベータ設備外点検業務

標記業務に参加する希望がありますので、関係資料を添付し参加意思確認書を提出します。

なお、添付資料の内容については事実と相違ないこと及び同公示 3. (7) 資本的及び人的関係に該当しないことを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

独立行政法人水資源機構分任契約職
桂川・猪名川ダム総合管理所長 岩本 浩 殿

提出者) 住所
電話番号
F A X
会社名 ○○株式会社
代表者 役職名 氏名 (印)

作成者) 担当部署
氏名
F A X
E -mail

同種業務の履行実績

(業務名：令和 8-10 年度 日吉ダム堤体エレベータ設備外点検業務)

会社名：○○○○○

〔元請けとして受注し、完了した業務の実績を記入してください。〕

業務等名称	
発注機関名	
業務等の履行期間	
業務等内容	
設備等の概略仕様	

上記の内容を証明するため、次の（1）, （2）の資料を添付すること
添付がない場合は、実績として認めない。

(1) 契約書（業務名称、履行期間、発注機関名、社印を有する部分）の写し

(2) 当該業務発注者が作成した履行証明書又は検査に合格したことを証明する書類及び同種
業務と確認するための資料（仕様書・図面等）の写し

[○/○]

履行証明書

令和〇年〇月〇日

〇〇建設株式会社
〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇土木事務所
〇〇 〇〇 〇〇 印

下記業務を履行し、完了したことを証明します。

業務名 〇〇〇〇〇業務

履行場所 〇〇県〇〇市〇〇町地内

請負代金額 ¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇-

履行期間 自 令和〇年〇月〇日
至 令和〇年〇月〇日

業務の内容 〇〇エレベータ設備における定期点検を行うものである。
形式：〇〇式エレベータ
積載荷重：〇〇 k g
定格速度：〇〇m/min
台数：〇〇基

従事技術者 管理技術者 〇〇 〇〇

従事期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

[〇／〇]

令和 8-10 年度
日吉ダム堤体エレベータ設備外点検業務

特記仕様書

令和 8 年 2 月

独立行政法人水資源機構
桂川・猪名川ダム総合管理所

第1章 総 則

第1節 適 用

1. この特記仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が別に定める機械設備点検整備業務共通仕様書（令和5年4月版）（以下「共通仕様書」という。）に優先して令和8-10年度 日吉ダム堤体エレベータ設備外点検業務（以下「本業務」という。）に適用する。
2. 公示説明書に対する質問回答書は、共通仕様書に優先して適用する。

第2節 概 要

本業務は、日吉ダム堤体内に設置されているエレベータ設備及び階段昇降機の機能を正常に維持し、円滑な運用を図るため点検を行うものである。

2－1 履行場所

京都府南丹市日吉町中地内　日吉ダム

2－2 契約期間

契約締結の翌日から令和11年3月31日まで

2－3 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

2－4 履行範囲

本業務の履行範囲は、次の設備の定期点検、定期自主検査、遠隔監視診断とし、障害発生時の対応を含むものとする。

設備名	数量	点検内容及び回数	
管理用エレベータ (No. 1)	1基	定期点検	3回/年（計9回）
		定期自主検査	1回/年（計3回）
		遠隔監視診断	常時監視（計3年間）
見学者用エレベータ (No. 2)	1基	定期点検	3回/年（計9回）
		定期自主検査	1回/年（計3回）
		遠隔監視診断	常時監視（計3年間）
階段昇降機	1基	定期点検	12回/年（計36回）

2－5 業務数量

業務数量は、別添「業務数量総括表」のとおりとする。

第3節 一般事項

3－1 管理技術者

1. 資格等

管理技術者は、一・二級建築士、建築基準適合判定資格者、国土交通大臣の登録を受けた者が認定する昇降機検査資格者のいずれかの資格を有する者が当たるものとする。

2. 配置等

管理技術者は、業務の管理及び統轄等、契約書第9条に規定する職務を全うできる限りにおいて、本業務の専任及び現場への常駐は要しない。

また、管理技術者を変更する場合は事前に機構と協議するものとする。

3－2 下請負

1. 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを他のものに請け負わせてはならない。

- (1) 業務における総合的業務計画、業務履行管理、点検手法の決定及び技術的判断
- (2) 点検結果に基づくデータ解析及び技術的所見の作成

2. 契約書第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース及び資料整理である。
3. 受注者は、業務を下請負に付する場合、書面により下請負をするもの（以下「下請負人」という。）との契約関係を明確にしておくとともに、下請負人に対し業務の実施について適切な指導、管理のもと業務を実施しなければならない。
なお、下請負人は、機構の一般競争（指名競争）参加資格者（物品製造等）である場合は、機構の指名停止期間中であってはならない。

3-3 準拠規定

本業務の履行にあたっては、共通仕様書で規定するほか、次の基準等にも準拠するものとする。

- | | |
|--------------------------|---------------|
| 1. 機械設備管理指針 | (独立行政法人水資源機構) |
| 2. エレベータ構造規格 | (厚生労働省) |
| 3. 日本エレベータ協会標準 | (日本エレベータ協会) |
| 4. 建築保全業務共通仕様書 | ((財)建築保全センター) |
| 5. J I S A 4302 昇降機の検査基準 | (日本工業規格) |

3-4 提出図書

共通仕様書第1章1-1-5でいう提出図書について、種別・部数及び提出時期は次によるものとする。

なお、この業務の目的物である成果品とは、次の2.(1)～(5)である。

- | | |
|---|------|
| 1. 業務着手前に提出するもの | |
| (1) 業務計画書（記載内容は次による） | 1部 |
| ①業務概要・計画工程表 | |
| ②点検手順・実施内容 | |
| ③緊急時の連絡体制及び対応 | |
| ④点検従事者名簿 | |
| 2. 業務進捗にあわせて提出するもの | |
| (1) 点検記録書 | 1部 |
| (2) 定期検査報告書 | 1部 |
| (3) 遠隔監視診断報告書 | 1部 |
| (4) 不具合箇所及び処置方法の提案
(事象が発生した場合にすみやかに提出) | 1部 |
| (5) 業務履行報告書 | 1部 |
| 3. その他監督員が指示したもの | 必要部数 |

3-5 指定部分引渡し

本業務の履行範囲について、次のとおり契約書第29条に基づく部分引渡しを行うものとする。

1. 令和8年度履行部分

令和8年度履行部分の指定部分引渡しとして、令和8年4月1日～令和9年3月31日までの点検記録書、定期検査報告書、遠隔監視診断書、不具合箇所及び処置方法の提案（事象が発生した場合のみ）、業務履行報告書を取りまとめるものとする。

なお、引き渡し期間は令和9年4月中旬までとする。

2. 令和9年度履行部分

令和9年度履行部分の指定部分引渡しとして、令和9年4月1日～令和10年3月31日までの点検記録書、定期検査報告書、遠隔監視診断書、不具合箇所及び処置方法の提案（事象が発生した場合のみ）、業務履行報告書を取りまとめるものとする。

なお、引き渡し期間は令和10年4月中旬までとする。

3-6 支給材料

本業務において、次のものを無償支給する。

1. 設備の運転操作に必要な電力
2. 業務に必要な低圧電力（ただし、引渡しが可能な場所に限る）

3-7 貸与品

本業務において、次のものを無償貸与する。

1. エレベータ設備の完成図書
2. 過年度の点検報告書

3-8 水質の保全

本業務の履行にあたって、ピット等から油等の流出による水質汚染がないよう対策を講じるものとする。

なお、水質汚染等の損害を与えた場合は、監督員に連絡するとともに受注者の責任において速やかに流出油等の回収を行うものとする。

3-9 設計変更

設計変更は、共通仕様書第1章第1節1-1-18によるものとし、業務内容に変更が生じた場合、設計図書の内容変更ならびに請負代金額の変更を行うことができるものとする。

ただし、受注者からの発議に基づく設計変更のうち、監督員が設計図書に示した目的及び機能が同等であると判断し、承諾した仕様または履行方法については、請負代金額の変更を行わないものとする。

3-10 官公庁等への手続き等

本業務の履行にあたり、必要となる手続き及び対応は、受注者の責任と費用負担において行うものとする。

なお、本業務の対象設備においては、建築基準法第12条3項の規定による定期検査結果の報告は不要である。

3-11 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1. 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するものとする。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うものとする。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様に対応するものとする。
2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告するものとする。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあるものとする。

3-12 安全管理

受注者は、安全衛生に関する責任者を定め、業務中の全ての危険、損失、障害等を防止するために必要な作業規則、表示、現場立入規制等を設け、業務関係者に周知徹底させるとともに、安全作業のために必要な施設を設置し、保安、防災及び衛生等の現場管理に万全を期すものとする。

3-13 施設等の保護

本業務履行期間中に施設に損傷を与えた場合は、全て受注者の負担において復旧するものとする。

3-14 現場発生品

本業務の履行により生じた現場発生品は、受注者の責任と費用負担により適切に処分するものとする。

3-15 休日作業等

受注者は、本業務の履行に際し、原則として夜間・休日等の作業は行わない（作業時間帯は、発注者の勤務時間内）ものとする。ただし、やむを得ない理由等がある場合は、監督員及び受注者による協議のうえ、実施するものとする。

3-16 参考資料等の取扱い

設計図書配布時に提示する参考資料は、入札参加者の適正、迅速な見積り、受注者の設計変更業務等の容易化に供するための資料として示すものであり、契約書第1条にいう「設計図書」ではない。

3－17 疑義等

特記仕様書等について疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ決定するものとする。

第2章 点 檢

第1節 設備の主要仕様

本業務対象設備の主要仕様は、別紙一「エレベータ設備外仕様一覧」に示すとおりとする。

第2節 点 檢

2-1 点検項目

点検項目は、別紙二の項目を網羅するものとする。
なお、点検記録様式は自由とする。

2-2 定期点検及び定期自主検査

本業務における「定期点検（遠隔監視診断含む）」及び「定期自主検査」とは、建築基準法第8条（維持保全）並びに第12条（報告、検査等）に拠り実施する保守点検及び検査（点検を含む）をいう。

2-3 点検周期

定期点検、定期自主検査の実施回数、実施時期は次のとおりとする。

点検実施日については、事前に監督員と連絡・調整して決定するものとするが、ダム堤体の一般開放を休館としている水曜日を原則とする。

設備名	実 施 月 (R8~R10)												備 考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
管理用エレベーター	●			○			○			○			遠隔監視診断 (常時監視)
見学者用エレベーター	●			○			○			○			
階段昇降機	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

○：定期点検、●：定期自主検査

2-4 点検作業

1. 点検に必要な器具、資材等は、すべて受注者の負担にて用意するものとする。
2. 点検前には、第三者が誤って設備を使用しないように、看板の設置等による進入防止措置を行うこととする。
3. 点検前には、汚れ等を拭き取るなどの清掃を行い、適切な点検ができるように措置しなければならない。
4. 給油脂等は、点検を実施しながら状況に応じて行うものとする。
また、余剰となった油脂等は、速やかに除去しなければならない。
5. 点検作業終了時にはエレベータ室入口扉の施錠を確実に実施するものとする。
6. 定期点検、又は定期検査により確認された不具合箇所のうち、調整、又は次に示す部品交換等で簡易に行える補修等については、本業務に含むものとする。
 - (1) 油脂類（補充のみ）
 - (2) ドアシュー（かごドア、停止階ドア）
 - (3) ヒューズ類（制御盤、器具ボックス）
 - (4) ランプ類（かご内）

なお、点検に必要な資機材等は、当該エレベータ製作会社の純正品を使用するものとする。
7. 定期点検、又は定期自主検査により確認された不具合箇所のうち、6. に示す以外の不具合箇所については、当日の作業終了時までに、口頭にて監督員に状況（経過を含む）報告の後、早急の対策が必要な場合は、不具合状況・原因・修復若しくは改造方法等を記載した不良・不具合箇所報告書を監督員に提出するものとする。ただし、急を要しない不良不具合については、点検報告書に記載するものとする。
8. 本業務において、早急に対応（機器・部品の取替・修理等）すべき不具合事項について、別途、修繕処置を指示する場合がある。その場合は、設計変更の対象とするものとする。
なお、本業務において使用する機器・部品等は、当該エレベータ製作会社の純正品を使用するものとする。
9. 本業務履行時の不注意等により発生させた故障等については、原因究明の調査後、原因及び復旧

方法を監督員に書面にて報告するものとする。
この場合、原因究明の調査及び復旧に要する費用はすべて受注者の負担とし、設計変更は行わないものとする。

2－5 遠隔監視診断

1. 本エレベータ設備は、遠隔監視システムにより常時運転状況等を監視するものとし、監視に必要なシステムの配備は、受注者の責任と負担において行うものとする。
なお、システムの配備に要する費用は設計変更の対象としない。
2. 閉じこめ等の異常時は、かご内と遠隔監視間の通話を行い、速やかな現場対応を実施することとする。

以 上

エレベータ設備外仕様一覧

設備の名称		昇降設備（エレベータ・階段昇降機）		
装置の名称		管理用エレベータ（No.1）	見学者用エレベータ（No.2）	階段昇降機
場所	水系名	淀川水系桂川		
地名	京都府南丹市日吉町中地内（日吉ダム堤体内）			
製作会社名		三菱電機（株）		(納入者) 三菱電機ビュルテクノサービス
竣工年月		平成9年7月	平成9年7月	平成18年3月
設備仕様	数量	1基	1基	1基
	仕様	ロープ式（トラクション式）	ロープ式（トラクション式）	車いす用斜行型昇降機
	用途	人荷用	人荷用	シフォニ EA7（広洋産業（株）製）
	昇降行程	61.550m	37.600m	5.530m
	停止階	4箇所（B1, 1F, M2F, 3F）	3箇所（1F, 2F, 3F）	2箇所
	かご内寸法	間口1, 400mm 奥行1, 350mm	間口1, 980mm 奥行1, 750mm	
	定格速度	9.0m/min	6.0m/min	
	電動機容量	9.5kW	18.5kW	
	定員・積載量	11名・750kg	24名・1,600kg	
	運転方式	乗合全自動方式	乗合全自動方式	
	管制運転	地震時・火災時	地震時・火災時	
	その他	遠隔監視診断装置 身障者対策（車椅子・視覚障害者）仕様	遠隔監視診断装置	
監視警報盤（共通）				
アクセスナンバー：26-27432-001		アクセスナンバー：26-27432-002		

別紙一 2

定期点検項目（エレベータ）

1. 制御駆動装置

- (1) 制御盤
- (2) 卷上機
- (3) 電磁ブレーキ
- (4) 調速機
- (5) その他関連機器

2. 昇降路

- (1) 上・下部リミットスイッチ
- (2) レール
- (3) 非常止め装置
- (4) ロープ
- (5) ピット
- (6) その他関連機器

3. かご室

- (1) かご運行状態
- (2) かご上機器
- (3) 戸の開閉
- (4) 照明・停電灯
- (5) 位置表示器
- (6) 外部連絡装置
- (7) 押ボタン
- (8) かご室意匠
- (9) その他関連機器

4. 乗 場

- (1) 戸の開閉
- (2) 戸のインターロック
- (3) 位置表示器
- (4) 押ボタン
- (5) 乗場意匠
- (6) その他関連機器

5. 付加装置他

- (1) 遠隔監視装置
- (2) 地震時管制運転装置
- (3) 火災時管制運転装置

定期自主検査項目（エレベータ）

1. 機械室

- (1) 機械室への通路及び出入口の戸
- (2) 機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等
- (3) 機械室の床の貫通部
- (4) 救出装置
- (5) 受電盤及び制御器
 - ① 開閉器及び遮断器
 - ② 接触器・継電器及び運転制御用基板
 - ③ ヒューズ
 - ④ 絶縁
 - ⑤ 接地
- (6) 卷上機
 - ① 減速歯車
 - ② 繩車又は巻胴
 - ③ 軸受
 - ④ ブレーキ
 - ⑤ そらせ車
 - ⑥ 電動機
 - ⑦ 駆動装置等の耐震対策
 - ⑧ 速度

2. 共 通

- (1) かご側調速機
- (2) 主索（ロープ）
- (3) 主索（ロープ）の張り
- (4) 主索（ロープ）及び調速機ロープの取付部
- (5) はかり装置
- (6) 戸開走行保護装置
- (7) 地震時等管制運転装置

3. かご室

- (1) かごの壁又は囲い・天井及び床
- (2) かごの戸及び敷居
- (3) かごの戸のスイッチ
- (4) 床合わせ補正装置及び着床装置
- (5) かご操作盤及び表示器
- (6) 外部への連絡装置
- (7) かご内の停止スイッチ
- (8) 用途・積載量及び最大定員の標識
- (9) かごの照明装置
- (10) 停電灯装置
- (11) かごの床先

4. かご上

- (1) かご上の停止スイッチ
- (2) 上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ
- (3) 調速機ロープ
- (4) かごの非常救出口
- (5) かごのガイドシュー等
- (6) ガイドレール及びレールブラケット

- (7) 施錠装置
- (8) 昇降路における壁又は囲い
- (9) 乗り場の戸及び敷居
- (10) 昇降路内耐震対策
- (11) 移動ケーブル及び取付部
- (12) 釣合おもりの各部
- (13) かごの戸の開閉機構
- (14) かごの枠

5. 乗り場

- (1) 押しボタン等及び表示部
- (2) 非常解錠装置

6. ピット

- (1) 下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ
- (2) 緩衝器又は緩衝材
- (3) 張り車
- (4) ピット床
- (5) かご非常止め装置
- (6) 釣合ロープ又は釣合鎖の取付部
- (7) 釣合おもり底部すき間
- (8) 移動ケーブル及び取付部
- (9) ピット内の耐震対策
- (10) かごの枠

7. 付加装置等

- (1) 地震時管制運転装置
- (2) 火災時管制運転装置
- (3) 遠隔監視制御装置
- (4) 機械室運転装置

遠隔監視診断項目（エレベータ）

1. 制御関連機器
 - (1) 機器温度
 - (2) ブレーキ動作状態
 - (3) 接触器動作状態
 - (4) 制御機器動作状態
2. かご関連機器
 - (1) 戸の開閉状態
 - (2) 押ボタン動作状態
 - (3) ドアスイッチ動作状態
 - (4) 照明点灯状態
 - (5) インターhorn電源電圧状態
 - (6) 停電灯点灯状態
3. 昇降路内関連機器
 - (1) 安全スイッチ動作状態
4. 乗場関連機器
 - (1) 戸の開閉状態
 - (2) 押ボタン動作状態
 - (3) ドアスイッチ動作状態
5. 運転性能
 - (1) 起動状態
 - (2) 加速状態
 - (3) 一定速走行状態
 - (4) 減速状態
 - (5) 着床状態

定期点検項目（階段昇降機）

1. 昇降路内

- (1) ブラケット
- (2) 専用金具
- (3) 支柱

2. ガイドレール

- (1) ジョイント部
- (2) ガイドレール
- (3) ラックギヤ

3. かご

- (1) 外見上の形状
- (2) 床板・側板
- (3) 駆動ギヤ
- (4) バリアアーム
- (5) 渡し板（フラップ）
- (6) プラットホーム裏側障害物探知スイッチ
- (7) 安全キースイッチ
- (8) 上部フロアオーバーラン防止
- (9) 下部フロアオーバーラン防止
- (10) 前後障害物探知スイッチ
- (11) 非常停止ボタン

4. 駆動部

- (1) 電動機
- (2) 駆動ギヤ
- (3) 電磁ブレーキ
- (4) ガイドローラー

5. 電気関係

- (1) 制御盤内
- (2) 上昇・下降押釦
- (3) 開・閉押釦
- (4) 非常停止釦
- (5) 通電ランプ
- (6) 上・下限リミットスイッチ
- (7) バリアアームリミットスイッチ

6. 安全装置

- (1) 手動操作の確認
- (2) セイフティースイッチの作動
- (3) 加速防止装置
- (4) マグネットィックカウンター

7. その他

- (1) 看板銘板の有無
- (2) 各階連絡装置

業務数量総括表

業務名 令和8-10年度 日吉ダム堤体エレベータ設備外点検業務

独立行政法人水資源機構
桂川・猪名川ダム総合管理所

業務数量総括表

業務名	業務名 令和8-10年度 日吉ダム堤体エレベータ設備外点検業務	(当初)				
業務区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減
1. 管理用エレベータ点検			年分	3		
2. 見学者用エレベータ点検			年分	3		
3. 上記1. 2の遠隔監視診断			年分	3		
4. 階段昇降機点検			年分	3		
業務価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
業務費		式		1		

独立行政法人 水資源機構

令和8-10年度 日吉ダム堤体エレベータ設備外点検業務

参考資料

この「参考資料」(または「参考図面」以下同じ)は、入札参加者の適正かつ迅速な見積もりに資するための資料であり、契約書第一条にいう設計図書ではない。
したがって、「参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、請負者は施工条件、地質条件等を十分考慮して、仮設、施工条件、安全対策等、工事目的物を完成させるための一切の手段について請負者の責任において定めるものとする。
なお、この「参考資料」の有効期間は、この業務の入札日までとする。

令和8年2月

独立行政法人水資源機構
桂川・猪名川ダム総合管理所

業務参考数量

区分	規格	単位	数量	単価	備考
1. 管理用エレベータ点検					
定期点検		月	36	80,400	3年分
定期自主検査		月	36	3,600	3年分
2. 見学者用エレベータ点検					
定期点検		月	36	80,400	3年分
定期自主検査		月	36	3,600	3年分
3. 上記1. 2の遠隔監視診断		月	36	6,000	3年分
4. 階段昇降機点検					
定期点検		月	36	43,000	3年分